

議案第13号

東郷町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

東郷町道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

東郷町道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年東郷町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道  
を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、  
停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。た  
だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この  
限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交  
通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定  
する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分  
離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるもの  
とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい  
ては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形  
の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで  
縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるもの  
とする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項にお  
いて同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路  
で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項  
中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの  
（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第38条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）の施行に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 自転車の交通量等に応じて道路に自転車通行帯を設けることとし、設ける場合の幅員を原則1.5メートル以上とすること。（第8条の2関係）
- (2) 自転車道の設置要件として、道路のうち、その設計の基礎とする自動車の速度が時速60キロメートル以上のものであることを加えること。（第9条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。